

診療報酬明細書(医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来)及び 調剤報酬明細書の特記事項について
--

レセプトの特記事項欄について、下表に該当するものがあればコード番号及び名称を記載ください。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」に記載の特記事項

01	公	20	二割	36	加治
02	長	21	高半	37	申出
03	長処	25	出産	38	医併
04	後保	26	区ア	39	医療
07	老併	27	区イ	40	加算(※1)
08	老健	28	区ウ	41	区力
09	施	29	区エ	42	区キ
10	第三	30	区オ	43	多力
11	薬治	31	多ア	44	多キ
12	器治	32	多イ	90	被災
13	先進	33	多ウ	91	労災
14	制超	34	多エ	96	災 1
16	長 2	35	多才	97	災 2

奈良県国保連合会独自の特記事項(紙レセプト)

50	(※2)	93	免除	99	(※3)
91	一割引き	94	支払猶予		
92	二割引き	95	減額		

(※1) 歯科レセプトのみで発生します。

(※2) 在医総管または施医総管を算定されている場合は特記事項に「50」のみ記載ください。

(※3) 国保および後期高齢者医療の被保険者でかつ、被保険者証が無い場合などで窓口負担額が 10 割の場合は特記事項に「99」のみ記載ください。

(※4) 後期高齢者医療特定疾病療養受療証を提示又は後期高齢者医療特定疾病療養受療証情報を提供し、入院外分で特記事項「41 区力」に該当する患者については、その負担額が、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令 318 号)第 15 条第 6 項に規定する金額を超えない場合についても、特記事項「02 長」を記載ください。

